

海外子会社とグローバル・ガバナンスの 観点からみる英国贈収賄法

外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
カウンスル 外国法事務弁護士
Sarah Martin



1. はじめに

世界中の法執行機関および規制当局は、企業の文化や行動にますます焦点を当てている。贈収賄、腐敗行為、経済犯罪ならびに詐欺行為は、引き続き大きな政治的課題となっている。この20年、複数の機関や管轄区域にまたがる規制、犯罪捜査の数ならびに注目度は飛躍的に上昇している。世界中の公的機関が（公式あるいは非公式の）情報共有に対する協調的アプローチをとるにつれて、この傾向は増加すると思われる。さらに、贈収賄や腐敗行為の危険性は危機的状況にあるときに高まることが多いことを踏まえると、Covid-19の流行による影響は、これを加速させるものとして作用するであろう。

このような観点から、日本企業においては、世界的に実施されている最も厳しい腐敗行為防止法のひとつと見なされている2010年英国贈収賄法（以下「UKBA」という）の広範な管轄範囲とその影響、ならびにその実効的な遵守を確保するためにとるべき措置について認識することが重要である。UKBAは、1977年米国海外腐敗行為防止法（以下「FCPA」という）と比較して、商業贈収賄にも適用される（公務員の贈収賄に限られない）こと、ファシリテーション・ペイメント（円滑化のための少額の支払い）について（FCPAとは異なり）例外が認められないこと、「腐敗行為」の意図があったことを証明する必要がない（FCPAのもとでは必要とされている）ことから、FCPAよりもさらに踏み込んだものといえる。

UKBAは、事件の捜査・訴追の両方を行う英国重大不正捜査局（以下「SFO」という）によって執行されており、事件のほとんどは複数の、ときには20もの管轄区域に及んでいる。例として、2020年1月31日、エアバスは、英国^{注1}、フランスおよび米国当局との間

で、贈収賄・腐敗行為疑惑に関して、過去最高の総額36億ユーロの支払い合意に至っている。これは、現時点において、SFOが関与したあらゆる腐敗行為関連の起訴猶予合意（以下「DPA」という）^{注2}の中で最大のものである。これら3つの和解合意は、3年半にわたる英仏共同調査とこれと並行して行われた2年にわたる米国の調査とともに、16の管轄区域に及ぶ調査の集大成であることを反映しており、不正行為への広範囲にわたる影響について警鐘を鳴らすものである。

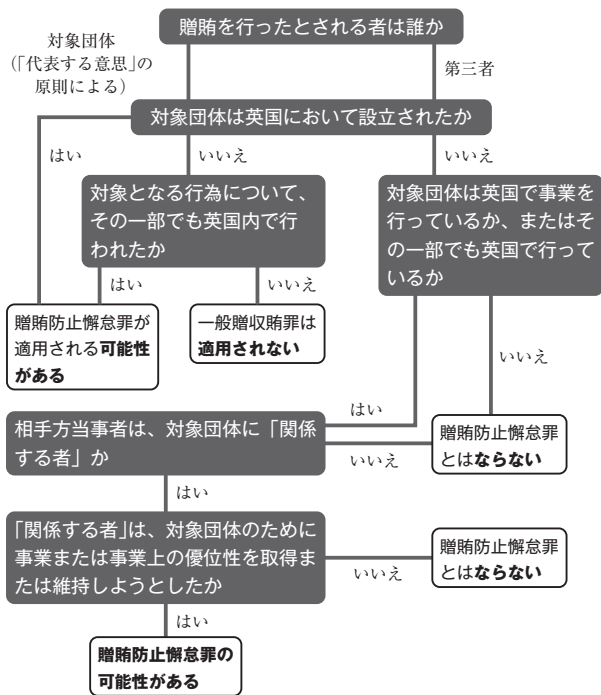
以下、UKBAにおける規定の概要について述べ、それが日本の企業にどのように適用される可能性があるかを解説する。また、コンプライアンスの実効性を確保するために、海外子会社の適切なガバナンス・コントロールがいかに重要であるかについて述べる。

2. 2010年英国贈収賄法の概要

(1) UKBAには、主として4つの贈収賄罪が規定されている。

- ① 一般的な贈賄罪^{注3}
- ② 一般的な収賄罪^{注4}（以下、総称して「一般贈収賄罪」という）
- ③ 外国公務員に対する贈賄罪^{注5}
- ④ 該当する営利団体に関係する者による贈賄を防止できなかった企業の違反^{注6}（以下「贈賄防止懈怠罪」という）。該当する営利団体は、英国企業に限定されない。

次の図ではこれらの違反がどのように関連するかを示している。また、UKBAは域外適用されることに留意する必要がある。世界のどこで贈賄が行われたかに関係なく、状況によっては個人または法人が責任を負う可能性がある。



一般贈収賄罪は、ある者（個人または法人。これについては次節参照）が、職務を「不適切に」行う者に関連し、①他者に金銭的もしくはその他の利益を提供、約束もしくは供与する場合、または②金銭的もしくはその他の利益を要求、受け取りに同意もしくは受諾する場合に成立する^{注7}。職務を不適切に行うとは、誠実に、公平に、または信頼される立場の結果として当該職務が行われるという期待に違反するものである。

一般贈収賄罪は、公共部門ならびに民間部門の両方に適用される。当該団体が英国において設立された場合または当該犯罪の一部を構成する行為または不作為が英国において行われた場合、営利団体は一般贈収賄罪または外国公務員に対する贈賄の罪に問われる可能性がある。

また、外国公務員に対する贈賄については別個の犯罪類型となる。一般贈収賄罪とは異なり、外国公務員が贈収賄の結果として自らの職務を「不適切に」行うかどうかは問題とならない。要件は、外国公務員に対して、その公的職務に関し影響を与える意図を有することのみである。しかし、現地の法律により公務員が当該利益に影響を受けることが求められまたは認められている場合には、違反したことはない。

ただし、ファシリテーション・ペイメント（「グリース・ペイメント」とも呼ばれる。円滑化のための少額の支払い）は、たとえそれらが現地の慣習によって禁止

されないばかりかそうすることが期待されていたとしても、UKBA上は違法である。上述したように、これは、FCPAのもとでいわゆるファシリテーション・ペイメントの例外を設ける米国の姿勢とは対照的である^{注8}。

(2) 贈賄防止懈怠罪

贈賄防止懈怠罪においては、該当する営利団体は、次の場合に責任を負う。

- ① 当該営利団体に関係する者が、その団体のために事業や事業遂行に係る利益を取得または維持する意図で、他の者に賄賂を供与する場合（すなわち、一般的な贈賄罪を犯した場合または外国公務員に賄賂供与を行った場合）、かつ
- ② 賄賂を防止するための十分な手続が整備されていない場合。

これは（十分な防止手続が整備されているとする抗弁（defence）はあるものの）事実上、厳格責任（無過失責任）となる違反であり、英国政府が、倫理的な企業文化の重要性ならびに組織全体が贈収賄防止に注力する必要性に重点をおいていることを反映している。

「該当する営利団体」の定義は非常に広く、英国で設立された団体または英国のパートナーシップ（組合）（事業を行う場所を問わない）、英国で事業を行う企業ならびにパートナーシップ（設立地・組成地を問わない）が含まれる。

何をもち「事業を行う(carrying on business)」という要件を構成するかは、正式には定義されておらず、英国における企業の取引の頻度と重要性、英国における企業のオフィスの有無、およびその企業の中核部門の所在地に基づいて判断される可能性が高い。

英国子会社を有する英国外の企業が、その子会社を介して英国において事業を行っているまたは事業の一部を行っていると考えられるかは、親会社と子会社の関係、ならびに親会社による支配の程度によることとなる。

同様に、「関係する者 (associated person)」は、その立場にかかわらず、企業のために、またはこれに代わり業務を行う者を含むよう広く定義されている。これは、当該団体のために贈収賄を行うことが可能となりうる、当該団体に関連するあらゆる者を包含するように広くすることを意図しており、たとえば、企業の従業員、代理人もしくは子会社や合弁パートナーが

含まれる。

英国で行われる事業またはその一部が贈賄に関与あるいは関連しているかは無関係であることに留意されたい。この犯罪は、英国外の親会社が事業や事業を行う際の優位性を得ることを意図して、関係する者が賄賂を支払った場合において、英国外の親会社の事業のいかなる一部でも英国で行われている場合はいずれでも適用される。

日本企業においては事業の範囲がUKBAの域外適用の対象となるか慎重に検討するべきである。いずれにせよ、賄賂防止ポリシーや手続きがUKBAに沿っているかを定期的に見直してモニタリングすることは企業にとってよい取り組みである。なぜなら、必要な場合には、賄賂を防止するための「十分な手続き」を整備していたことで贈賄防止懈怠罪に対する抗弁とすることができるからである。

(3) 十分な手続き

贈賄防止懈怠罪に対する抗弁として、当該企業に関係する者が贈賄行為を行うことを防止するための「十分な手続き」が整備されていたことがあげられる。英国法務省のガイダンス^{注9}は、十分な手続きを確立する際の営利団体の取り組みに役立つ6つの原則を定めている。第一の原則は、営利団体は、自らが直面する贈賄リスク、ならびにその活動の性質、規模および複雑さに対応した手続きを実施すべきであるということである。残りの5つの原則は、これらの手続きについて、組織全体においてどのように企業のリスク・プロファイルに適合させ実施すべきかについての指針を示している。これらには①経営陣レベルの関与、②リスク評価、③デューディリジェンス、④コミュニケーション(研修を含む)、⑤モニタリングおよび審査が含まれる。

(4) 罰則^{注10}

UKBAの規定に違反した場合の罰則は厳しく、これには無制限の罰金の可能性ならびに公共調達に係る契約から強制的に除外される可能性があることが含まれる。最近の執行判断からみるに、課される罰則の規模は増加し続けている。

3. 現代奴隷法に関連する影響

UKBAにおける「事業を行う」企業は、2015年英国現代奴隷法(以下「MSA」という)に基づく義務

についても認識しておく必要がある。MSAは、①英国において事業(または事業の一部)を行い、②商品またはサービスを提供し、③年間売上高^{注11}が総額3600万ポンド(約54億円相当)を超える営利団体(設立地を問わない)に対して、会計年度ごとにその団体ならびにサプライチェーンにおいて、現代奴隷制や人身取引を撲滅するためとっている措置を記載した「現代奴隷制および人身取引に関するステートメント」(以下「ステートメント」という)を作成し、取締役会の承認を受けたものをそのウェブサイトに掲載することを義務付けている。

UKBAと同様、MSAには「事業を行う」ことについての定義はなく、政府のガイダンスでは単に「常識的なアプローチを適用することにより」解釈されるべきであると述べている。実際には、UKBAにおいて英国で事業を行っているときみなされる団体は、MSAにおいても事業を行っているときみなされる傾向があり、その逆もまた同様である^{注12}。

UKBAはSFOによって執行されている一方で、ステートメントを作成し公表する義務については歴史的にNGOからの非公式な圧力によって、また次第に投資家からの圧力によっても実行されてきた。しかし、英国政府は、従前、コンプライアンス違反の疑いのある多くの企業に対し、コンプライアンス違反者リストを公表する計画があることを示唆する書面を送付していたものの、これまでのところ、そのようなリストは作成されていないようである。英国政府はまた、対象となる組織に対しステートメントを(該当する組織のウェブサイトのみならず)政府が運用する報告サービス^{注13}において公表することを強制する旨を提案している。英国政府は、執行命令(違反した場合には無制限の罰金が科される)をとることによって、ステートメントの公表を強制することができるが、実際にはこの措置は一度もとられていない。

4. 海外子会社の適切なガバナンスおよびコントロール

法執行機関や規制当局による企業の不正行為に対する注目が高まるなかで、海外子会社に対する親会社のコントロールを監視する動きが高まっている。特に、業務上の腐敗行為、人権、労働、環境、課税のリスクに関連して、子会社ならびに他の関連企業(例:ジョイント・ベンチャー)に対する親会社の責任を追及す

るための立法活動が強化されている。加えて、規制当局に対する訴訟や苦情は、場合によっては、より広い範囲での環境、社会、ガバナンスの問題提起の一環として、企業にコーポレート・ガバナンスの向上を促すツールとしてますます利用されるようになっていく。

たとえば、最近、連合王国最高裁判所はロイヤル・ダッチ・シェルの海外子会社によるとされる環境破壊と経済的損害について、ロンドンに本社をおく親会社がナイジェリアの完全子会社の関連業務をコントロールし指揮していたことに基づいて、英国での裁判の実現に道を開いた。また、米国最高裁判所では、サプライチェーンにおけるいわゆる人権侵害ならびに児童労働に対する企業責任の性質に関する食品メーカーに対する訴訟についても判決が下されることになった。

また、最近の連合王国最高裁判所の判決¹⁴では、SFOはその調査権限に基づいて、外国企業に対して外国で保有されている文書の提出を強制する権限をもたないとしている。この判決の実際的な影響は、英国に拠点をおくグループ企業がSFOによって調査された場合に、外国企業が情報または文書の提出を強制する命令を受け取る側にならないという点に現れる（刑事共助条約その他の手続きを通じて取得が可能な場合を除く）。これはSFOにとっては不本意な判決であり、海外で重要な証拠書類が保管されているような国際犯罪に関して海外企業を調査するSFOの努力が、現代のコミュニケーション手段に適していない相互の法的支援手続きによって思うように進まない可能性がある。しかし、このことはSFOが海外企業はその管轄権限内にあるとみなしているという事実を強調しているとも言える。

5. 効果的なコンプライアンスの重要性

このような状況の中、親会社が海外子会社のガバナンスに関する適切な管理体制を整備することがますます重要になってきており、よき企業文化の浸透を通じた効果的なコンプライアンスを実施していくことが、コーポレート・ガバナンスのリスクを最小限に抑えるための鍵となっている。その主な特徴には次のものが含まれる。

(1) ガバナンスと監督

取締役会とシニア・マネジメントは、実施されているガバナンスおよびコンプライアンスの枠組みに対する効果的で適切な監督を維持する必要がある。

これは、ポリシーや手続きがあるだけでは十分ではなく、効果的に実施されなければリスクを生む可能性があるためである。クロスファンクショナルなスキルと視点が重要であり、文化的な差異の重要性についてはしばしば過小評価されている。

(2) 説明責任

企業ではコンプライアンスをKPI（重要業績評価指標）や報酬に組み込むことが増えてきており、これが企業の説明責任を推進している。子会社は効果的なコンプライアンス体制を実施し、支援し、維持することができるように、十分な自主性、リソースならびに専門知識を有する必要がある。

(3) 透明性

定期的なリスク・アセスメントは、コンプライアンス環境の実効性と適応性にとって基本的なものである。外部報告は、内部監査の強化を推進しているが、内部告発は依然としてリスクの「多発地点」を特定し、管理するための重要なメカニズムである。

(4) 記録化

多くの場合、ポリシーや手続きの実践が事業の中で十分に記録として残されていないため、企業は意思決定と是正措置が行われたことを証明できるよう確実に適切に記録する必要がある。

6. 子会社支配の規制強化とクロスボーダーの取り締まり傾向

前述のとおり、エアバスの起訴猶予合意（DPA）は、第一に、当局がグローバルな決議を下す意欲が高まっていることを強調している。3つの和解合意（英国、フランスおよび米国）はそれぞれ、他の2つの管轄区域で支払われた罰金を承認している。

第二に、コンプライアンスならびに文化の見直しを通じた企業変革は今や標準となっているように思われる。エアバスは、企業のリーダーシップとコンプライアンス体制を完全に変えるための改善努力が評価された。エアバスのコンプライアンスに対する従前の取り組みが、理論上は良好であるが、実際には効果がなく、ポリシーと手続きが容易に回避されている状況では、執行委員会、取締役会、倫理およびコンプライアンス体制の見直しは必然的に重要であった。

どのような場合に、日本の会社がUKBA上の責任を負う可能性があるか？ 次に、起こりうる可能性とその例をあげた。

日本の企業は、英国において行われた不正行為について、一般贈収賄罪または外国公務員に対する贈賄の罪に問われる可能性がある。

例：A社は、日本で設立された有名なスポーツウェアの会社であり、英国市場にいままで参入していない。A社は、新製品のゴルフウェアの供給販路に係る英国の有名小売チェーン店との契約を獲得するために、当該小売チェーン店のエージェントに対して英国において賄賂を支払った。A社は、一般的な贈賄罪に問われる可能性がある^{注15}。

A社の上級職者（取締役または管理職など）が賄賂の支払いに同意していた場合またはこれを黙認していた場合、当該役員も一般的な贈賄罪に問われる可能性がある^{注16}。

日本の会社が英国において事業を行っている場合、たとえ英国で設立された会社でなくとも贈賄防止懈怠罪に問われる可能性がある。

例：B社は日本で設立され、ゴルフコースのための土地を開発しており、現地子会社（「関係する者」に該当）を通じて英国で事業を行っている。現地子会社は、その主要なゴルフ場を自然保全地域において拡大するための計画に関する許可を取得する手続きをしているなかで、地方自治体の計画検討チームのメンバーに対し、その判断に影響を及ぼすため過大な贈答・接待を行った。B社は、贈賄防止のための十分な手続きを整備していない限り、贈賄防止懈怠罪に問われる可能性がある。

次の事例は、「関係する者」が世界のどこで罪を犯したかを問わない例である。

例：B社は、現時点で事業を一切行っていない中国において、新しいゴルフコースを開発しようと考えている。B社の従業員であるX氏は、B社が将来的に新たに開発するための土地を取得できるよう、中国の公務員に賄賂を支払った。B社が英国に子会社を有するため、X氏はB社に「関係する者」と解される。B社は、贈賄が中国において生じたものであるにもかかわらず、英国において贈賄防止懈怠罪につき起訴される可能性がある。

注：このシナリオでは、B社・X氏のいずれもUKBAの第1条に基づく一般贈収賄罪については法的責任がないが、現地法に基づく罪に問われる可能性はある。

※本稿に含まれている情報は参考情報の提供を目的としており、包括的ではなく、法的またはその他のアドバイスを提供するものではありません。

注1：起訴猶予合意に基づくSFOとの合意は9億9100万ユーロであり、2011年から2015年の間にUKBAの第7条に基づく賄賂防止に違反した5件に関連するものであった。これは件数と同数の管轄区域、スリランカ、マレーシア、インドネシア、台湾、およびガーナにわたるものであった。

注2：DPAは、事実上、SFOと起訴される組織との間の和解合意である。この合意により、当該組織が一定の条件を満たしている場合には、一定期間、訴追を猶予することが認められている。DPAは、詐欺行為、贈収賄その他の経済犯罪に対して用いることが可能であり、組織に適用されるが、個人には適用されない。

注3：UKBA第1条

注4：UKBA第2条

注5：UKBA第6条

注6：UKBA第7条

注7：UKBA第3条および第4条

注8：これは、商品の税関通過など、政府の日常的な措置の実施を促す目的で企業が金銭を支払うことを認めるものだが、政府機関から特定の重要な決定を取得する目的で行われる金銭の支払いは対象にならない。

注9：2010年贈収賄法 - 該当する営利団体が関係する者による贈収賄を防止するために実施できる手続きに関するガイダンス（2010年贈収賄法第9条）。

注10：UKBA第11条

注11：MSAにおいては、売上高は団体の売上高およびそのあらゆる子会社（完全に英国の外で事業を営んでいる子会社を含む）の売上高として計算される。

注12：すなわち、自らがUKBAの適用外であると考えてる者は、通常MSAにおいても同様であると考ええる。それでもなおステートメントを作成する団体もあるが、その場合には自発的なものであることを明記している。

注13：今のところ政府が運用する報告サービスへの提出は（推奨されているものの）任意であるが、MSA第54条の変更新案により強制となる点につき留意されたい（ただし、必要となる立法手続の時期は未定である）。

注14：R (on the application of KBR, Inc) v Director of the Serious Fraud Office [2021] UKSC 2

注15：UKBA第1条

注16：UKBA第14条、第12（4）条

